

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都町田市木曾東一丁目34番6号

氏名 株式会社 三凌商事
代表取締役 赤石 賢治

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

再複製無効

千葉県知事 鈴木 栄 治

許可の年月日 平成29年8月9日

許可の有効年月日 平成36年5月30日



1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

ア 燃え殻, イ 汚泥（水銀使用製品産業廃棄物を含む）, ウ 廃油（水銀使用製品産業廃棄物を含む）, エ 廃酸（水銀使用製品産業廃棄物を含む）, オ 廃アルカリ（水銀使用製品産業廃棄物を含む）, カ 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む、自動車等破砕物を除く）, キ 紙くず, ク 木くず, ケ 繊維くず, コ 動植物性残さ, サ ゴムくず, シ 金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む、自動車等破砕物を除く）, ス ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む、自動車等破砕物を除く）, セ 鋳さい, ソ がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）, タ ばいじん（水銀含有ばいじん等を含む）

（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

平成4年5月31日 更新許可

平成29年8月9日 更新許可（優良認定）

平成29年10月19日 変更届（水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等の取り扱いの明記）

4. 積替え許可の有無 存・無

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

5. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 存・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。